

令和2年

第13回 教育委員会会議録

あさぎり町教育委員会

令和2年8月26日(水)

令和2年 第13回 あさぎり町教育委員会会議録（要旨）

日 時	令和2年8月26日（水） 午後3時00分
場 所	あさぎり町役場本庁舎 2階会議室 白髪岳
出席委員	澤田光徳 矢野幸代 中村麻有 伊勢啓史朗
欠席委員	
事務局職員	育長 米良隆夫 教育課長 出田 茂 教育課長補佐 山口宏子 給食センター所長 藤本安則 指導主事 小園貴寛 教育課主幹 緒方理恵 教育課主幹 坂本幸治 教育課参事 福田佳奈
傍聴人	なし
会議録署名委員	矢野幸代

《開会 午前9時00分》

1 開 会

○**出田課長** 御起立願います。礼。御着席ください。教育委員の定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第13回教育委員会議を開催いたします。本日の会議日程はお手元のとおりで。

2 教育長挨拶

○**出田課長** 教育長あいさつをお願いいたします。

○**米良教育長** それでは、教育委員の皆様こんにちは。今日は大変お忙しい中に御臨席いただきましてありがとうございます。心配されました台風8号がやっぱりこう逸れたということで、学校のほうはもう平常どおりということで実施しておりますけれども、今後、台風9号というのもちょっと情報が入ってきました。上陸しないように願っておりますけれども、やはり今後とも、いろいろな情報を持ち合わせながら対応していきたいというふうに思っております。それから、コロナウイルス関係につきましてもほとんど各小中学校、いろんな施策等をしていただいて、今のところ、コロナウイルス感染症については、今のところ発生しておりませんので、大丈夫とは思っておりますが、今後とも、本当に管内・町内発生しないように願っているところです。そのためにはやっぱり、私たちの一つ一つの行動というのが大事ではないかなと思っておりますので、やっぱり基本的な生活を心がけていければというふうに思っておりますし、それを子供たちにも指導していきたいというふうに思っております。それと今日もですね、議事報告とその他と準備しておりますが、またいろんな視点から御意見、御指導等いただければというふうに思っております。どうかよろしくをお願いいたします。お世話になります。

3 会議録署名委員の指名

○出田課長 次に、会議録署名委員の指名をお願いいたします。

○米良教育長 本日は矢野委員をお願いいたします。

○矢野委員 はい。

4 会期の決定

○出田課長 次に、会期をお諮りいたします。令和2年8月26日限りでよろしいでしょうか。（○「はい」という意見多数あり）意見多数ですので、会期を8月26日の1日限りといたします。

5 教育長報告

○出田課長 次に、教育長報告をお願いいたします。

○米良教育長 はい。それでは、レジュメの次のページをお開けください。では、主な事業等から報告させていただきます。7月30日木曜日、免田小学校学校運営協議会が開催されております。8月3日月曜日、厚生文教常任委員会が開催されております。同日にはあさぎり町教育支援委員会就学相談会が4日間まで開催されております。生涯学習センターのほうで行いました。8月4日火曜日、あさぎり町水道組合から非接触型体温計の贈呈をしていただきました。各小中学校1台ずつですが、大変ありがたいというふうに思っております。8月5日水曜日、あさぎり町議会。同日には、第2回球磨地区教科用図書採択会議が人吉カルチャーパレスのほうで行われております。8月6日木曜日には、教科用図書採択会議を受けまして、第12回の教育委員会議を開催しております。本当にありがとうございました。その後に午後から町内臨時校長会を開催しております。8月7日金曜日、町内小中学校1学期の終業式。そしてその日にはあさぎり中農業体験ラボ関係者打ち合わせがあさぎり中学校のほうで行われております。8月13日木曜日、町内小中学校が閉庁ということで、13・14を閉庁というふうにいたしております。8月18日火曜日、あさぎり町文化財保護審議会が大会議室のほうで行われております。同日には、区長会がせきれい館のほうで行われております。8月19日水曜日、あさぎり町内小中学校2学期の始業式が行われております。8月21日金曜日、あさぎり中農業体験ラボ開校式があさぎり中学校で開催され、その後に、農業試験場横の畑のほうに植物を3種類ほど植栽しております。8月25日火曜日、あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会がせきれい館のほうで行われております。本日8月26日水曜日、第13回あさぎり町教育委員会議が今日行われております。2番目に臨時校長会議の内容です。8月6日に行いました。内容につきましては、令和2年度の運動会・体育大会について話をいたしました。実施日につきましては、9月27日が上小学校、免田小学校、岡原小学校、深田小学校です。そして、9月25日金曜日には須恵小学校が実施というふうになっております。9月12日土曜日には、あさぎり中学校が実施とすべて午前半日での実施ということになっております。その他といたしまして、運動会につきましては、体育大会も含め、一応来賓については案内なしで実施する。それから、教育委員会からは1人は参観という形で参加するというので、本年度の運動会・体育大会については、そのような方針でやるということで一応校長方とは合議しておるところです。次に、ICT教育推進部会の設置ということで、今年度、端末等が各学校に1人1台入りますので、それを受けまして、あさぎり町ではICT教育の推進部会を設置しようということで、一応岡原小学校に拠点校といたしませんか、お願いをしたところ。そして最後に新型コロナウイルス感染症対策等の確認ということで話をしておりますけれども、アとしまして、児童生徒の出席について。イの学校の臨時休校について。最後に、夏季休業中の過ごし方ということで、感染症対策等の確認をしたところ。以上です。

○**出田課長** 教育長報告が終わりました。御質疑等がございましたらお願いいたします。

○**澤田委員** あの運動会の件ですけれども、これは午前中ということですが保護者の方はどうなつとですか。準備等は須恵の場合は合同でしたので、準備等も含めて前日から地区の皆さんもしよつたのですが、その関係は後からまたあるとおもいますが。

○**米良教育長** 一応この前小学校・中学校の実施方法について簡単に報告がありました。学校によっては保護者テント席なし。テントなしってところもありますし、あるいは、自分の子供が出るまではちょっと体育館のほうにおつてもらつて、そのあと自分の子供さんの出番の時には、運動場のほうに出てきてするとか、あるいはもうきちんと保護者テント席を設けて、ただし、密にならないように工夫するとか、各学校でそれぞれ3密防止対策を施しながら実施するというような計画をされておられますので、そこをまた今度の会のときにも徹底をさせたいというふうにも思つておるところです。一応保護者も参加というところでは。

○**出田課長** 他に御質疑等はございませんでしょうか。矢野委員お願いいたします。

○**矢野委員** 3番の新型コロナウイルスの感染の確認ということで、多分、町内の小中学校は共通の事項だと思いますけど、子供がですぬ熱を出した場合の登校の例えば目安だったり、欠席のつていうところでなんかちょっと朝ですぬ保護者の方へが児童さんが7度1分で欠席でまた兄弟さんの欠席してくれているところだったそうなので、そういうところの共通のところをちょっと教えて下さい。

○**小園指導主事** 失礼します。町内で統一してですね、県の指針が変わりましたのでそれをもとに、共通理解をしたところなんですけど、まず、県のリスクレベルが4に上がつてます。それを踏まえて、学校の出席停止の基準としまして、同居家族が風邪気味、風邪症状がある場合ですね。その場合には、同居をしている児童生徒は出席停止という基準に変わりました。ですので、それが風邪症状ということになりますので、発熱、それから咳、鼻水とかですね、そのあたりは厳密に何つていうところまでは書いてはないんですが、風邪症状と捉えられる場合には、同居している児童生徒は出席停止という基準になつてます。

○**出田課長** この件につきましてはよろしいでしょうか。(○「はい」という意見あり)他に御質疑等はございませんでしょうか。(○「特になし」という意見多数あり)ないということでございますので、それでは審議に入ります。進行を教育長にお願いいたします。

6 非公開とする審議事項について

○**米良教育長** はい。それでは、7の議事に入る前に確認をさせていただきます。非公開につきましては、8の(2)いじめ不登校の状況についてにつきましては非公開とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(○「はい」という意見多数あり)はい、ありがとうございます。

7 議 事

議案第31号 令和2年度一般会計補正予算(第11号)について

○**米良教育長** はい、それでは早速、7番の議事のほうに入っていきます。議案第31号、令和2年度一般会計補正予算(第11号)について、説明をよろしくお願ひいたします。

○**出田課長** はい。議案第31号、令和2年度一般会計補正予算(第11号)について、令和2年度、一般会計補正予算(第11号)を別紙のとおり提案いたします。令和2年8月26日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。開けて1ページ目をお願いいたします。歳入を説明いたします。目8教育費国庫補助金、節2、公立学校情報機器整備費補助金、111万円を増額いたします。新型コロナウイルス感染症の拡大により、再び学校等が休校となった場合にオンライン授業を実施する必要があると考えており

ます。そのために、町内の児童生徒のいるインターネット未接続の世帯に貸出用のモバイルWi-Fiルーターの購入を計画しています。そのうち就学援助世帯児童生徒に対しては補助対象となるものでございます。補助額は1人1万円で、対象者は111人でございます。次の目6、教育債、節2、社会教育施設整備事業債、1億2,970万円増額いたします。内訳は、せきれい館改修工事費分が9,470万円。旧深田保健センター解体工事費が1,800万円。寺池地区公民分館建設工事費分が1,700万円でございます。2ページをお願いいたします。歳出になります。目3、教育振興費、節17、備品購入費は先ほど歳入で説明いたしました、町内の児童生徒のいるインターネット未接続世帯への貸出用モバイルWi-Fiルーターの購入費でございます。貸出用モバイルWi-Fiルーター1台が1万6,830円、240世帯分を計上しております。節24、積立金、学校教育施設整備費基金積立金35万1,000円は、旧須恵中学校を民間事業所へ令和2年5月から令和5年4月まで有償貸付をしております。旧須恵中学校の施設整備には昭和52年、53年度に文科省所管の補助金を活用していたことから事業所への貸付期間の補助金相当額を学校教育施設整備費基金へ積み立てる必要があることから計上するものでございます。次に、目1、学校管理費、節14、工事請負費は免田小学校グラウンド西側フェンス等の改修工事費になっております。次の目1、公民館費、公民館総務費、節14、工事請負費は旧今井公民分館解体工事費の50万円です。旧今井公民分館解体時に床下から大量の瓦・タイル等の廃棄物が出てきたことから分別処分の追加費用となります。節18、負担金補助及び交付金、公民分館等施設整備費補助金の内訳は、下里公民分館の外壁改修工事に対する補助金が8万3,000円。川瀬公民分館の災害復旧工事に対する補助金が50万円。免田公民分館災害復旧工事に対する補助金が11万円。寺池地区公民分館新築工事に対する補助金が1,700万円となります。次に、目1、公民館費、深田公民館運営費、節12、委託料はせきれい館改修工事の監理業務委託料になります。節14、工事請負費の内訳はせきれい館改修工事費が9,070万円。旧深田保健センター解体工事が1,900万円となります。以上で説明を終わります。

○米良教育長 はい、ありがとうございました。まず何か御質問等はありませんでしょうか。よろございますか。(○「はい」という意見多数あり)なら、この件についてはこれで閉じておきます。よろしくお願いいたします。

議案第32号 あさぎり町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

○米良教育長 では、議案第32号、あさぎり町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、まず説明をよろしくお願いいたします。

○福田参事 議案第32号、あさぎり町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明させていただきます。あさぎり町立小・中学校管理規則(平成24年教育委員会規則第4号)について、別紙のとおり制定する。令和2年8月26日提出。あさぎり町教育委員会、教育長、米良隆夫。提案理由として、公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)の一部改正及び同法第7条第1項に規定する指針(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(令和2年1月17日文科省告示第1号)をいう。)を踏まえ、教育職員の業務量の適切な管理等を図る必要があるため。1ページ開いて下さい。あさぎり町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について。あさぎり町立小・中学校管理規則(平成24年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、もう1枚開いていただいて新旧対照表を見ていただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、1ページ開いてください。まず、第33条の見出し中、勤務時間の次に及び時間外在校時間の上限を加え、同条に次の2項を加える。第33条2項、教育委員会は、公立の義務教

育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法7条の指針に規定する在校時間をいう。）から所定の勤務時間（同法6条第3項各号に掲げる日以外における正規の勤務時間をいう。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。1号、1箇月について45時間、2号、1年について360時間となっております。次に3項です。前項の規定に関わらず、児童生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、教育職員が一時的又は突発的に所定の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合には、委員会は、時間外在校等時間を1箇月について100時間未満及び1年について720時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。この場合において、委員会は、時間外在校等時間について、次に定める要件を満たすものとするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。1号、1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間について時間外在校等時間の1箇月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。2号、1年のうち1箇月について時間外在校等時間が45時間を超える月数が6箇月を超えないこと。以上で説明を終わります。

○**米良教育長** はい、ありがとうございました。まず、何か御質問等ございませんでしょうか。

○**澤田委員** 今までと違うところを何か簡単に説明をよろしければお願いします。

○**米良教育長** では私の方からしましょうか。今まではですね、教職員につきましては、時間外勤務は命じないものとするっていうのが、教特法の中で法律の中で位置づけられていたんですけど、しかし近年非常に教職員の勤務時間が非常にオーバーして在校時間が増えていると。これはもう、教職員が疲弊してしまいますと、やっぱり大切な学校教育活動等がやっぱり機能が低下するし、授業も低下していってしまうと。それからもちろん健康面についても非常に心配をしておるといことで、一応ここはもう国のほうが、1月につきまして、オーバーする時間は45時間以内と。それから、1年については360時間以内を上限とするように、指導をお願いしますというようなことが出てきて、これを管理規則の中にきちんと位置づけてくださいということで、一応これにつきましては、管理規則につきましては、教育委員会と学校長の仕事があるんですが、それを明文化して、そしてこれは教育委員会がきちんと指導しますよと。これは、学校長がきちんと指導しますよっていうような、役割分担が大体管理規則なんですけれども、ここはもう学校とお互いに連携をしながら教育委員会が連携しながら、先生方の勤務時間をきちんと守っていきましようということと、ただいろんな生徒指導等でどうしてもオーバーする場合があります。そういうことについては、第3項のほうに規定をされておりますし、それから自然災害時にはやはり時間外勤務は命じないんですけれども、しかしやはりこう子供たちの捜索とかですねそういうものでもくももありますんで、そういうのはまた別個の方で謳ってありますので、それはもうそれで動く、今回は、やはり各小・中学校の先生方が、きちんと疲弊しないように、時間外の上限を設けましょうということで設けたわけです。これはもう国の方針に従って、時間も国の定められた時間で記載しております。

○**澤田委員** あくまで運用という一応規定になるのでしょうか現状今そのような状態で勤務されているんですよね。

○**米良教育長** 今まではこういうのが、明記されてなかったんです。指導していたんですけど、やっぱこれを明記することで、きちんとやっぱ、各先生方もこれを守っていただきたいということと、それとやはり働き方改革もありますので、やはりきちんと省略するところは省略していくようなところも含めてですね、やっていきたいと思いますというようなことの基準を法に定めたわけです。

○**矢野委員** 町村毎に決めるんですか。

○**米良教育長** 管理規則は大体各町村毎に設置しなければいけません。以前はですね、平成11年度までは熊本県の教務必携ですかね、あの中に位置づけられていたんですが、平成13年度からこれがなくなりました。私も確認したんですが、ありませんでした。やはり各市町村毎にこれは設定しようという形になりましたですね。県のほうのガイドラインも来ておりましたので、それに沿った数値ですので、もう県下はもうこれ以上、上限を上の方についていうこと無いと思います。他の町村の状況も、インターネットで調べましたら、全く一緒に県のほうからも追記としてこれが出てきてましたので、これをそのまま活用させていただきます。

○**伊勢委員** 関連でいいでしょうか。やっぱり各学校でやっぱり先生の個人差というか、非常に1人で抱え込んでしまう先生がおられて人にも相談しきらずに、悶々と悩んで、メンタルまでやれる先生もおられますよね。そのあたりのところはやっぱり、これは、文言には関わりはないですけどやっぱり是非各学校で互いにフォローし合う。何か手伝いましょうとかかいう声が飛び交うような学校であってほしいなと思いますね。それから悩みを気軽に打ち明けられた環境づくりをしましょうということで、これは管理職の先生にお願いしていかなければならないですね。お願いします。

○**米良教育長** はい、ありがとうございます。一応今の件につきましては4月初めに、やっぱりいろいろな不祥事等がっておりますので、それも含めて研修をしていただいて、そしてその研修の成果を感想と、そして宣言書も出してもらっています。すべての先生に。やっぱりこう1人の先生に負担がかからないようにということも含めましてですね。それをまた今後とも徹底していきたいというふうに思いますので、何かありましたら情報がありましたら、知らせていただければ、教育委員会としてもすぐ動きたいと思います。ほかに何かありませんでしょうか。ようございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) よろしく願いいたします。では、次に移りたいと思います。

8 報 告

(1) あさぎり町教育委員会評価委員の委嘱について

○**米良教育長** 8番の報告に入ります。(1) あさぎり町教育委員会評価委員の委嘱について、説明をよろしく願いいたします。

○**山口課長補佐** 報告1、あさぎり町教育委員会評価委員の委嘱について。標記の件について、あさぎり町教育委員会評価委員設置要綱第3条の規定に基づき、下記の者に評価委員を委嘱したので報告します。下の※印をご覧ください。あさぎり町教育委員会評価委員設置要綱より抜粋。第3条、評価委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する3人の委員をもって充てるとなっております。その3名の方ですが、あさぎり町まちづくり審議会委員から鶴田正國さん。あさぎり町婦人会から梅田美恵子さん。あさぎり町PTA連絡協議会長の石塚賢宏さん。任期としましては、令和2年7月1日から令和3年6月30日となっております。3名の方とも再任となります。以上、報告いたします。

○**米良教育長** はい、ありがとうございます。一応委嘱しましたので、ようございますでしょうか。(○「はい」という意見多数あり) また3人の方に非常にまたいろいろな点で指導等いただきますので、よろしく願いしたいと思います。この報告1については閉じておきます。

(2) いじめ登校の状況について

<非公開案件につき内容は省略>

(3) あさぎり町議会第5回会議の報告について

○**米良教育長** それでは、(3) あさぎり町議会第5回会議の報告について、よろしく願いいたします。

○**出田課長** 令和2年度あさぎり町議会第5回会議の報告をさせていただきます。資料は報告3になります。会議日程は、令和2年8月5日の1日限りでございました。町長が専決処分しました、令和2年度あさぎり町一般会計補正予算（第8号）について報告をいたしております。教育課所管分は7月豪雨災害にて被災しました、上小学校北側法面崩壊復旧のための測量設計業務委託料と、免田総合グラウンド北側法面崩壊復旧及び免田B&G海洋センター西側法面復旧の測量設計業務委託料を計上しております。次に、令和2年度一般会計補正予算（第10号）について議案を提出しております。そして可決いただいております。教育課所管分は、7月29日に開催されました、教育委員会会議において提案いたしました、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク等購入支援事業と学校再開に伴う感染症対策学習補償等に係る支援事業に関するものを計上しております。また、コロナ感染症第2波対応として、学校が長期休業となった場合に対応しての簡易昼食を配布するための容器の購入費を計上しております。以上で報告を終わります。

○**米良教育長** はい、ありがとうございました。何か質問等ございませぬか。何かこれはどういう意味でしょうかというようなところは大丈夫でしょうか。ようございませぬか。（○「はい」という意見多数あり）はい。まだ上小北側法面からB&G、免田総合グラウンドのほうもまだ、そのままになってますので、機会がありましたらちょっと見ていただければと思います。よろしく願いいたします。近よらないで見てください。

9 その他

(1) 小学校運動会・中学校体育大会について

○**米良教育長** はい。では次の9番、その他に入りたいと思います。（1）小学校運動会・中学校体育大会について、まず説明よろしく願いいたします。

○**坂本主幹** はい。資料は1番最後のページをご覧ください。令和2年度小学校運動会・中学校体育祭についてです。新型コロナウイルス感染症対策として、本年度の運動会・体育祭は、各学校時間を短縮するなどの措置を行い、下記の日程で行われます。冒頭で教育長報告にもありましたように来賓の案内を行わず、教育委員会事務局より1名参加いたします。現在ですね、各学校の実施要綱等は集まってきているところでございますので、詳細のところにつきましては各学校、感染症対策を十分に実施していただきましてですね、行っていきたいというふうに考えているところでございます。簡単でございますけれども、お知らせいたします。

○**米良教育長** ありがとうございます。何かお尋ね等ございませぬでしょうか。ようございませぬか。（○「特になし」）一応、教育委員会事務局のほうで一応参観という形で、一応参加したいと思っておりますので、御理解ください。よろしく願いしたいと思っております。ほかに、一応これで、その他のところを終わりますが、その他のところで何か。はい、課長。

○**出田課長** 次回の教育委員会の開催日程についてお諮りをいたしたいと思っております。御希望の日等々がございませぬでしょうか。《協議中》次回の教育委員会の開催日時でございますが、9月29日、15時からよろしく願いいたします。

○**米良教育長** 一応その他のところも終わりましたけれども、ほかにございませぬでしょうか。（○「特になし」）はい。無いようですので、ならば司会のをまた課長のほうに戻します。

○**出田課長** それでは会を閉じさせていただきます。御起立をお願いします。礼。これもちまして令和2年第13回教育委員会会議を閉じます。お疲れ様でございました。

《閉会 午後3時45分》